



平成29年4月20日

「職場意識改善助成金・勤務間インターバル導入コース」

久しぶりの助成金のご案内です。

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請を受け付けています。

勤務間インターバルとは、終業時刻から次の始業時刻までの間（インターバル）のことです。

日本では、労働基準法により労働時間の上限が決まっていますが、36協定を締結すれば限度はないのと同じというのが現状です。厚労省告示では、自動車運転者については勤務終了後に継続8時間以上の休息期間を与えなければならないとされていますが、休息時間の確保について一般的に定めた規制はないのです。しかし、労働者の心身の健康確保の観点から勤務間インターバルとその制度の必要性が認識され始めています。

★対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下表のAまたはBのいずれかに該当する事業主

業種	A.資本または出資額	B.常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

★支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組に要した経費の一部が支給されます。

補助率と上限額については、「新規導入」に該当するものがある場合は（表1）により、「適用範囲の拡大」又は「時間延長」のみの場合は（表2）により、最も短い休息時間数（※）に応じたものとなります。

休息時間数（※）	（表1）新規導入に該当するものがある場合		（表2）適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
	補助率	1企業当りの上限額	補助率	1企業当りの上限額
9時間以上11時間未満	3/4	40万円	3/4	20万円
11時間以上	3/4	50万円	3/4	25万円

★成果目標

事業主が事業実施計画において指定したすべての事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。

・新規導入

勤務間インターバルを導入していない事業場において、新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。

・適用範囲の拡大

既に休息時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、勤務間インターバルの対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。

・時間延長

既に休息時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、休息時間数を2時間以上延長して9時間以上とすること。

★支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施してください。

- ・就業規則・労使協定等の作成・変更
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・外部専門家によるコンサルティング
- ・勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

★申請書受付期間

平成29年12月15日

「おっ！使えそう」と思ったものの・・・うう ちょっと・・・